

報告第23号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	令和元年7月12日	東京都町田市在住者	平成26年9月25日に貸付けした応急小口資金貸付金187,000円の償還について、計画どおり償還がされず109,000円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額109,000円を分割により毎月10,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が20,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。
2	令和元年7月18日	足立区弘道在住者	平成24年2月18日に請求した児童扶養手当過払金743,840円、及び、児童育成手当過払金486,000円の償還について、計画どおり償還がされず、総額1,229,840円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について顧問弁護士が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、児童扶養手当過払金及び児童育成手当過払金の償還残額1,229,840円を分割により月々10,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が20,000円に達したときは、残額及び遅延損害金（期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで）を直ちに支払う。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
3	令和元年7月18日	千葉県鎌ヶ谷市 在住者	平成25年7月16日に請求した児童育成手当過払金27,000円、同年10月30日に請求した児童扶養手当過払金139,290円、及び、平成27年1月16日に請求した児童扶養手当過払金369,700円の償還について、計画どおり償還がされず、総額535,990円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について顧問弁護士が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、児童扶養手当過払金及び児童育成手当過払金の償還残額535,990円を分割により月々10,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が20,000円に達したときは、残額及び遅延損害金（期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで）を直ちに支払う。